

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第249号)

平成15年5月23日

横情審答申第249号

平成15年5月23日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年8月5日緑総第98号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成12年度及び平成13年度自動車借上料の支出にかかる借上自動車  
乗車券（区長乗車分）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮  
問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成12年度及び平成13年度自動車借上料の支出にかかる借上自動車乗車券（区長乗車分）」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成12年度及び平成13年度自動車借上料の支出にかかる借上自動車乗車券（区長乗車分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年6月17日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市共通乗車券（使用済みチケット）は、職員が支出手続のため職務上取得した帳票であり、行政文書として処理されている。
- (2) 横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）では、第10条第2項に行政文書の保存期間が定められ、永年、10年、5年、3年、2年、1年、1年未満の文書の7区分に分類されている。また、同条第4項により、課等ごとのそれぞれの保存期間に属する文書の分類は、局区に共通する文書にあっては総務局長が行政文書分類表（共通）として定めている。
- (3) 横浜市共通乗車券（使用済みチケット）は、請求の際における内訳書と照合するための文書（支払手続に必要な添付書類ではない）であることから、長期間保存する必要がないため、保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類として取り扱っている。  
保存期間1年未満の行政文書にあっては、事務処理上必要な期間が終了したら廃棄することとされているので、横浜市共通乗車券（使用済みチケット）については、支出手続きの際、請求内訳書と照合を行った後、廃棄処分される。
- (4) 今回請求された本件申立文書は、保存期間の経過により既に廃棄しており、現

在保有していないため、本条項により非開示とした。

#### 4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は、次のとおり違法不当である。
- (2) 自動車借上料の支出命令書に添付される請求書の内訳が適正であるか否かは、乗車券に記入された「乗車日時、乗車区間、乗車した市職員氏名」が、市職員の自筆によるものであるか、事実であるかの検査・確認が必要である。
- (3) 平成14年5月17日付緑総第25号で、申立人に開示された「使用料及び賃貸料支出命令書」に添付された業者の請求書の内訳には、乗車区間が記載されていないものが多いため、市職員が、公用で乗車したのか、私用で乗車したのかが、判別しがたい。しかしながら、乗車区間が内訳に記載されているものの内「緑区から藤沢市内」までの「自動車借上料」の支出は、公用とは認めがたく、私的なものと推察される。

したがって、乗車区間や昼夜の乗車時刻等を確認することによって公用・私用が明確になるので、乗車券の開示を求める。

- (4) 非開示の根拠規定を適用する理由として「支出後に廃棄済みであり、保有していないため」と非開示決定通知書に記載されている事は、支出の根拠である乗車券を「1年ないし2年で廃棄」したということを公的に認めたことになり、公文書の保存期間を定めた「横浜市事務分掌条例、横浜市行政文書管理規則」に違反した不法な行為である。

なぜならば、支出命令書の支出根拠となる「請求書と乗車券」は、保存期間を定められている行政文書の「予算及び決算に関する文書」であり、予算執行及び決算処理が適正・厳正に行われていることを市民に明確に示すことが出来るように保存して、更に「情報公開の対象文書」としているものと申立人は理解している。

したがって、請求根拠である「乗車券」の保存期間を無視して、廃棄処分したことは、意図的に公用か私用かの用途を不明確にしているとしか思えない。

- (5) 地方自治法第236条の金銭債権の消滅時効（5年間）の規定をも無視した違法行為といわざるを得ない。
- (6) 乗車区間、乗車時間等が不明の請求内訳書を情報公開されても、市民としては、

公金執行の適否を判断することができないので、乗車券の開示を求める。

- (7) 実施機関は、非開示とした理由の中で、長期間保存する必要がないため、「保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類」として扱っているとしているが、保存期間を定めた別表の適用を誤っている。

乗車券は「予算及び決算に関する文書」とであると考える。単なる庶務関係の書類ではなく、「税金の執行に関する物」であり、予算の執行及び決算の基となるものである。

- (8) 実施機関の理由説明には、「総務局長が行政文書分類表（共通）として定めています」と「文書管理規則の別表」とは、別の分類表に「横浜市共通乗車券」が「軽易な庶務関係書類」として規定されているかのような誤解しそうな文言が記載されているが、「行政文書分類表（共通）」の規定には、「横浜市共通乗車券」が記載されていない。

- (9) 乗車券の保存期間を、処分庁と同様に、他の局区等も「保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類」として事務処理しているのなら、横浜市全体として法律、条例、規則の適用を誤っている。

- (10) 処分庁のような行政文書の廃棄の仕方では、市民の見えないところで恣意的に、違法な支出行為が行われても、市民や議会が調査できず、是正要求をすることが不可能になる。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、実施機関の緑区長が、平成12年度又は平成13年度に使用した横浜市共通乗車券（以下「乗車券」という。）であって、タクシー利用の際に、現金を支払う代わりに乗車日時、乗車区間、料金、利用者氏名等を記載し、相手方に交付した書類で、後日、請求書と一緒に送付されたものである。

横浜市では、平成3年6月1日に神奈川個人タクシー協同組合外2組合との間で、また、平成3年8月22日に社団法人神奈川県乗用自動車協会横浜支部（当時。現在は、社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部）との間で「自動車借上げに伴う乗車券の使用に関する協定書」を締結しており、これらの協定に基づいて、乗車券による自動車の借上げを行っている。

- (2) 本件申立文書の保存に関する根拠について

本件申立文書のうち、平成12年度に使用した乗車券については、横浜市行政文書管

理規則第10条第4項の規定に基づき、総務局長が定めた平成12年度行政文書分類表（共通）（以下「12年度分類表」という。）の適用を受け、平成13年度に使用した乗車券については、同規定に基づき、総務局長が定めた平成13年度行政文書分類表（共通）（以下「13年度分類表」という。）の適用を受けるものであることが認められる。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書について、当該文書の性質上、支出の終了した段階で事務処理上必要な期間が終了するものと判断されるため、平成12年度に使用した乗車券については12年度分類表、平成13年度に使用した乗車券については13年度分類表の保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類として取り扱い、支出手続の際に請求内訳書と照合を行った後、適宜廃棄処分したと主張している。

イ しかし、自動車の借上先から、請求書及び内訳明細書と共に実施機関に送付される使用済みの乗車券は、いつ、誰が、どの区間について自動車の借上げを行い、料金はいくらであったかを証明する唯一の文書である。実施機関は、このような文書を保存するに当たって、少なくとも市民等がその内容を検証することができる期間は設けるべきであったと考えられ、前記アの取り扱いには疑問がある。

なお、実施機関においては、平成15年4月1日以降、横浜市行政文書管理規則第10条第4項の規定に基づき総務局長が定めた平成15年度行政文書分類表（局区共通）で、新たに民間自動車借上関係書類という項目を追加し、乗車券を保存期間1年と規定していることが認められる。

ウ しかしながら、実施機関が、本件申立文書は既に廃棄済みであり、存在しないと主張している点については、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書は存在しないとして、条例第10条第2項の規定により非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年 8 月 5 日	・ 諮問書及び非開示理由説明書（当初分）を受理
平成14年 8 月 15 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成14年 8 月 23 日 （第 276 回審査会）	・ 諮問の報告
平成14年 9 月 5 日	・ 非開示理由説明書（追加分）を受理
平成15年 3 月 13 日 （第 280 回審査会）	・ 部会で審議する旨決定
平成15年 4 月 11 日 （第 9 回第二部会）	・ 審議
平成15年 4 月 25 日 （第 10 回第二部会）	・ 審議
平成15年 5 月 9 日 （第 11 回第二部会）	・ 審議